

<近況>

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「5 類」に移行した昨年 5/8 以降、全国的に 2 回のコロナ感染拡大の波があったが、現在は沈静化している。
- 入所施設では、職員から利用者に感染が広まる施設内コロナ感染が散発した。
- インフルエンザや RS ウイルスなど、一時鳴りを潜めていた新型コロナ以外の感染症の流行もみられた。

<R6/5/1 以降の対応>

- ◆ 基本的な感染予防対策は継続するが、家族との面会や季節の行事などにおける制約は廃止を目指す（本年 6 月めど）

1 施設対応

① 老福施設

- ・「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を継続する。
- ・施設の勤務中はマスク着用を基本とする。
- ・施設内の効果的な換気対策を図る。
- ・面会や季節の行事等は、感染対策を図りつつ推進する。

② 保育所

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対応（園児がコロナ陽性となった場合、5 日目までは登園を不可とする等）を継続する。
- ・発熱等の症状がある園児には登園自粛を要請する。

2 職員等

- ① 体調管理を徹底し、感染症が疑われる場合は、受診または自主検査すること。
- ② これまでの「コロナ特免休暇」は、本年 6/1 をもって廃止する。
- ③ 手指消毒や状況に応じたマスク着用などの基本的な感染防止対策は、コロナ以外の感染症にも有効であることから、基本的に継続する。
- ④ 今後のコロナワクチン接種への対応は、別途通知する。